

環保環審第 10 号  
平成 16 年 4 月 14 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

横浜市長 中 田 宏

扇島パワーステーション環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 16 年 3 月 24 日環計第 71 号で照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

担当 横浜市環境保全局環境影響審査課  
百瀬、杉原、松本  
TEL 045 - 671 - 4105

## 横浜市長意見

「扇島パワーステーション」の環境影響評価方法書に係る知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう強く要望します。

### 1 全般的事項

扇島パワーステーション（以下「本事業」という。）は、株式会社扇島パワー（以下「事業者」という。）が鶴見区扇島2番1、2番5、4番1（以下「計画地」という。）に特定規模電気事業者等への電気の供給を目的として、天然ガスを燃料とする定格出力129万キロワットの火力発電所を建設するものである。

計画地は、工業専用地域内の貯油所跡で、西側を横浜港鶴見航路に、北側を京浜運河に接しており、鶴見川河口域から2キロメートル沖に位置する。また、東側に扇島石油基地株式会社が、南側には、東京ガス扇島工場が存在し、さらにその先には高速湾岸線が存在している。

工事中及び供用時における資材等の陸上輸送は、主にJFEスチール株式会社の構内通路である扇島海底トンネルを通行するが、大型の機器等は海上から船舶を利用して搬入する予定である。

本事業は、大量の窒素酸化物や温排水等が発生することから、周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。特に大気質は、計画地から半径10キロメートル圏内の一般環境大気測定局において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準が未達成の測定局がある。

計画地を含む京浜臨海部の本市側は窯業、食品製造業、エネルギー供給企業や物流関連産業が立地している。また、現在稼働している火力発電所が複数存在し、さらに他の事業者による大規模な発電所の設置も予定されている。

以上を考慮し、環境影響評価項目の選定、調査及び予測の手法の選択を適切に行い、環境影響評価を実施する必要がある。

なお、本事業は、新たに発電所を設置することから、環境影響について極力配慮を行う必要がある。

### 2 個別的事項

#### (1) 対象事業の計画内容について

ア 大気環境等の予測評価を適切に審査する必要があるため、煙突及び周辺建物等の工作物の位置、形状を明確にし、準備書に記載する必要がある。

イ 現在計画している煙突は、高さ85メートル、3本独立の排熱回収ボイラー直上タイプを想定している。高さ及び煙突の形状等の詳細な諸元を定めるにあたっては、環境負荷の低減の観点から、十分検討を行う必要がある。

ウ 主要機種等の選定に際して、最も環境負荷の低い諸元を設定する必要がある。

エ 工事に係る環境影響評価を行う必要から、海上及び陸上の輸送計画を明確にし、準備書に記載する必要がある。

オ 既存貯油タンクを解体後に発電所を設置することから、事業者は、土壤汚染に関する情報を土地所有者に確認する必要がある。

カ 計画地西側に海上保安庁第三管区海上保安本部鶴見信号所等が設置されている。本事業の実施が信号所の機能を阻害しないよう関係機関と十分協議を行う必要がある。

キ 本事業の実施により液化天然ガス運搬船の運行隻数が増加するため、環境負荷の低減の観点から、事業者は、船舶ばい煙について燃料供給業者と十分協議し、基本的な考えを明らかにする必要がある。

## (2) 環境影響評価項目について

### ア 工事中

#### (ア) 大気質

船舶からのばい煙が及ぼす大気質への影響を考慮して予測評価し、対策を準備書に記載する必要がある。

#### (イ) 騒音、低周波音

工事に係る船舶の稼働や荷役作業時及び建設機械稼働時の騒音・低周波音については、環境影響評価項目として選定していないが、発生源の騒音レベルから影響を予測し、予測評価の結果を準備書に記載する必要がある。

#### (ウ) 廃棄物等

取水口及び放水口の設置工事に伴いしゅんせつ土が発生することから、処分量、処分方法、処分基準について明確にし、準備書に記載する必要がある。

### イ 供用時

#### (ア) 大気質

a 計画地内の工作物及び周辺地域の工作物によるダウンドラフト等の影響を考慮して予測評価し、対策を準備書に記載する必要がある。

b 計画地近傍の高速湾岸線に対する煙突からの排ガス及び白煙の影響について、適切なモデルを使って予測評価し、準備書に記載する必要がある。

c 本事業で発生する排ガスが、光化学オキシダントに及ぼす影響について明らかにする必要がある。

(イ) 騒音、低周波音

施設の稼動に伴う騒音・低周波音について環境影響評価項目として選定していないが、発生源の騒音レベルから影響を予測し、予測評価を準備書に記載する必要がある。

(ロ) 水質、底質、流向及び流速

a 一般排水の処理水が周辺水域に与える影響を考慮する必要があることから、処理施設の諸元について準備書で明らかにする必要がある。

b 温排水の拡散シミュレーションについて、干満による潮位差変動が鶴見川に及ぼす影響を考慮して予測評価し、準備書に記載する必要がある。

(ハ) 動物、植物、生態系

a 計画地は、現在は貯油所であり、消防法に基づき、可燃物の除去を求められるため樹木等が存在していない。本事業にともない樹木等による緑化が可能となることから、海岸に適した植物を選定し、近接した緑地との連続性を尊重した緑化計画を策定し、準備書に記載する必要がある。

b 本事業からの一般排水及び温排水が周辺水域に及ぼす影響を考慮し、鶴見川河口域の生物生息環境に及ぼす影響について予測評価し、準備書に記載する必要がある。

(ニ) 景観

建築物等のデザイン及び色彩計画については、周辺環境との調和を十分検討し、色彩については「みなと色彩計画」を考慮して計画を策定し、内容を準備書に記載する必要がある。

(ホ) 温室効果ガス

発電所の稼動に伴い大量の二酸化炭素の排出が想定されることから、事業者の地球温暖化防止のために取り組む基本的な考え方を明らかにし、内容を準備書に記載する必要がある。

(ヘ) その他

計画地内の工作物による電波障害の影響について予測評価し、準備書に記載する必要がある。